

## ①様式一覧

### 《住宅改修費関係》

- ・住宅改修費支給申請書（償還払い用）
- ・住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・住宅改修承諾書（被保険者と住宅所有者が異なる場合）
- ・請求書（償還払い用）
- ・請求書（受領委任払い用）
- ・

### 《福祉用具購入費関係》

- ・福祉用具購入費支給申請書（償還払い用）
- ・福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）
- ・請求書（償還払い用）
- ・請求書（受領委任払い用）

### 《その他関係様式》

- ・基本調査票
- ・生活行為評価票
- ・代理権授与通知書
- ・介護予防・日常生活支援事業サービス利用申請書

## ②提出書類の流れ

### 【住宅改修】

#### ◆改修費用が 5万円を超える時（ケア会議での検討対象）

##### 事前提出

- ①地域支援任意事業サービス利用申請書 ②基本調査票 ③生活行為評価票
- ④住宅改修が必要な理由書 ⑤見積書 ⑥家全体と改修箇所の図面 ⑦写真

##### 着工後提出

- ①介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書 ②住宅改修が必要な理由書
- ③請求書 ④内訳明細書 ⑤家全体と改修箇所の図面 ⑥写真（着工前後）⑦領収書（写し）

#### ◆改修費用が 5万円未満の時（ケア会議での検討対象外）

##### 事前提出

- ①地域支援任意事業サービス利用申請書 ②基本調査票 ③生活行為評価票
- ④住宅改修が必要な理由書 ⑤見積書 ⑥家全体と改修箇所の図面 ⑦写真

##### 着工後提出

- ①介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書 ②住宅改修が必要な理由書
- ③請求書 ④内訳明細書 ⑤家全体と改修箇所の図面 ⑥写真（着工前後）⑦領収書（写し）

※2回目以降の改修は、金額に関わらずケア会議での検討が必要となります。

※償還払い、受領委任払いで様式が異なりますので、ご注意ください。

※見積もり内容によっては、確認や相見積もりをお願いする場合があります。

※住宅改修の承諾書の添付（所有者が申請者、同居家族以外の場合）

## 【特定福祉用具販売】

### ◆購入金額が 3万円を超える時（ケア会議での検討対象）

#### 事前提出

- ①地域支援任意事業サービス利用申請書 ②基本調査票 ③生活行為評価票
- ④カタログ ⑤見積書

#### 購入後提出

- ①介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書 ②領収書（写し）
- ③カタログ

### ◆購入金額が 3万円未満の時（ケア会議での検討対象外）

- ①介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書 ②領収書（写し）
- ③カタログ

※償還払い、受領委任払いで様式が異なりますので、ご注意ください。

※見積もり内容によっては、確認や相見積もりをお願いする場合があります。